

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（船舶）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00020 沿革（略） <u>令和2年2月28日 一部改正</u></p> <p>(以下「組合」という。)と株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)との間に貿易一般保険包括保険（船舶）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（船舶）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00020 沿革（略）</p> <p>(以下「組合」という。)と株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)との間に貿易一般保険包括保険（船舶）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>(付保対象等)</p> <p>第1条 組合は、<u>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、</u>附帯別表第1記載の輸出者、仲介貿易者又は技術提供者（以下「輸出者等」という。）のために、輸出者等が 年 月 日から 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した附帯別表第2に掲げる契約（以下「対象契約」と総称する。）のすべてについて、それぞれ締結後、原則として対象契約の締結の日の属する月の翌月の末日までに日本貿易保険に対して保険契約の申込みをし、日本貿易保険は当該申込みに基づいて保険契約が締結された対象契約について輸出者等の受ける損失を<u>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、</u>てん補する責めに任ずる。</p> <p>ただし、組合と日本貿易保険との間で締結する保険契約について、貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00059。以下「外貨建特約書」という。）が付された場合は、日本貿易保険は、約款、この特約書及び外貨建特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(付保対象等)</p> <p>第1条 組合は、附帯別表第1記載の輸出者、仲介貿易者又は技術提供者（以下「輸出者等」という。）のために、輸出者等が 年 月 日から 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した附帯別表第2に掲げる契約（以下「対象契約」と総称する。）のすべてについて、それぞれ締結後、原則として対象契約の締結の日の属する月の翌月の末日までに日本貿易保険に対して保険契約の申込みをし、日本貿易保険は当該申込みに基づいて保険契約が締結された対象契約について輸出者等の受ける損失を<u>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、</u>てん補する責めに任ずる。</p> <p>ただし、組合と日本貿易保険との間で締結する保険契約について、貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00059。以下「外貨建特約書」という。）が付された場合は、日本貿易保険は、約款、この特約書及び外貨建特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>2～3 (略)</p>	
第2条 (略)	第2条 (略)	
(贈賄行為に関与しない旨の輸出者等の宣誓)	(贈賄行為に関与しない旨の輸出者等の宣誓)	
第3条 組合は、輸出者等に対して、不正競争防止法（平成5年法律第47	第3条 組合は、輸出者等に対して、不正競争防止法（平成5年法律第47	

貿易一般保険包括保険（船舶）特約書・新旧対照表

新	旧	備考
号) 及び刑法（明治40年法律第45号）の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約させなければならない。	号) の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約させなければならない。	
第4条～第5条 (略)	第4条～第5条 (略)	
(対象契約の内容の変更等) 第6条 組合は、輸出者等が保険契約の締結がなされた対象契約に、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則（平成29年4月1日 17-制度-00033）又は貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：一般案件）手続細則（平成29年4月1日 17-制度-00034）に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあった日の属する月の翌月の末日、かつ、内容変更等通知期限（約款第22条第1項に規定する内容変更等通知期限をいう。以下同じ。）までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2～5 (略)	(対象契約の内容の変更等) 第6条 組合は、輸出者等が保険契約の締結がなされた対象契約に、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則（平成29年4月1日 17-制度-00033）又は貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：一般案件）手続細則（平成29年4月1日 17-制度-00034）に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあった日から1月以内、かつ、内容変更等通知期限（約款第22条第1項に規定する内容変更等通知期限をいう。以下同じ。）までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2～5 (略)	
第7条～第17条 (略) 上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。 年　月　日 輸出組合理事長名　　印 株式会社日本貿易保険代表取締役社長名　　印	第7条～第17条 (略) 上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。 年　月　日 輸出組合理事長名　　印 株式会社日本貿易保険代表取締役社長名　　印	
附 則		

貿易一般保険包括保険（船舶）特約書・新旧対照表

新	旧	備考
<u>この改正は、令和2年4月1日から実施する。</u>		
附帯別表第1～附帯別表第6 (略)	附帯別表第1～附帯別表第6 (略)	